

鳥取県の人事行政の運営等の状況

令和2年10月30日公表

鳥取県

(総務部行財政改革局人事企画課)

目 次

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	1
(2) 職員の異動の状況	1
(3) 職員の退職の状況	1
(4) 部門別の職員数の状況	1
(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由	2
(6) 定数削減の状況	3
(7) 職員数の推移	3
(8) 職級別の職員数の状況	3
(9) フルタイム会計年度任用職員数の状況	3
(10) 等級等ごとの職員数の状況	3
(11) 年齢別職員構成の状況	4
(12) 障がい者の雇用の状況	4
2 職員の人事評価の状況	
人事評価制度の概要	5
3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	
(1) 給与制度の見直しについて	5
(2) 人件費の状況	6
(3) 職員給与費の状況	6
(4) 給与改定の状況	6
(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	7
(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	7
(7) 職員の初任給の状況	8
(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況	8
(9) 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレス指数）の状況	9
(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況	9
(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況	9
(12) 昇給への勤務成績の反映状況	11
(13) 職員手当の状況	11
(14) 特別職の報酬等の状況	19
(15) 企業局（電気事業、工業用水道事業及び埋立事業）の状況	20
(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況	23
(17) フルタイム会計年度任用職員に係る給与等の状況	25
4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間	25
(2) 職員の年次有給休暇の取得状況	26
(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況	26
(4) 特別休暇等の制度概要	26
(5) 自己啓発等休業の状況	27
(6) 修学部分休業の状況	27
(7) 育児休業の状況	27
(8) 育児短時間勤務の状況	27
(9) 旅費の制度の概要	28
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 職員の分限の件数	28
(2) 職員の懲戒等の件数	28
6 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況	
(1) 営利企業等の従事許可の件数	28
(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数	29
7 職員の退職管理の状況	
(1) 令和 2 年 4 月 1 日における職員の退職管理に関する制度の概要	29
(2) 退職後 2 年間に再就職した職員の状況	29
8 職員の研修の状況	
職員の研修に関する計画の概要及び実施状況	30

9 職員の健康管理に関する福祉の状況	
(1) 安全衛生管理体制	30
(2) 職員のための福利厚生活動事業	31
(3) 職員の健康診断の状況	31
10 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況	31

第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	
(1) 職員の競争試験の状況	32
(2) 職員の選考の状況	33
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
(1) 給与等報告のポイント	33
(2) 給与決定の原則	34
(3) 給与を取り巻く状況	34
(4) 勧告の考え方及び内容	34
(5) 人事管理に関する報告	35
(6) 報告年月日	35
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	35
4 不利益処分に関する審査請求の状況	35

別添「等級及び職制上の段階ごとの職員数」

※第1の1(9)「等級等ごとの職員数の状況」の内容

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和元年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

区 分	令和元年度					平成30年度						
	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計
一般行政職員	88	43	226	128	62	314	73	32	200	112	56	273
教 員	0	0	340	162	107	340	0	0	272	126	69	272
警 察 官	43	13	27	0	27	70	43	10	32	0	32	75
計	131	56	593	290	196	724	116	42	504	238	157	620

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です（以下同じ。）。
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

(2) 職員の異動の状況（令和元年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

区 分		令和元年度		平成30年度	
		異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数
一般行政職員	部 長 級	14	4	7	1
	次 長 級	41	7	36	4
	課 長 級	168	29	193	39
	課長補佐級	274	71	297	75
	係 長 級	403	175	405	167
	一般職員等	521	183	423	185
	計	1,421	469	1,361	471
教 員	校 長	62	6	69	11
	教 頭	101	36	99	27
	教 諭	616	306	605	333
	助教諭等	0	0	0	0
	計	779	348	773	371
警 察 官	警 視	49	0	61	0
	警 部	98	0	91	2
	警 部 補	119	9	112	7
	巡査部長	139	13	114	17
	巡 査 等	127	25	158	26
	計	532	47	536	52

(3) 職員の退職の状況（令和元年度）

区 分	令和元年度				平成30年度			
	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計
定年退職	153	174	0	327	75	164	0	239
勤奨退職	6	0	15	21	2	3	20	25
早期退職	21	34	1	56	28	46	3	77
普通退職	116	41	11	168	98	26	15	139
分限免職	0	0	0	0	1	0	1	2
懲戒免職	1	1	0	2	1	1	0	2
失 職	0	4	0	4	0	0	0	0
死亡退職	6	0	0	6	4	3	0	7
計	303	254	27	584	209	243	39	491

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（令和2年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

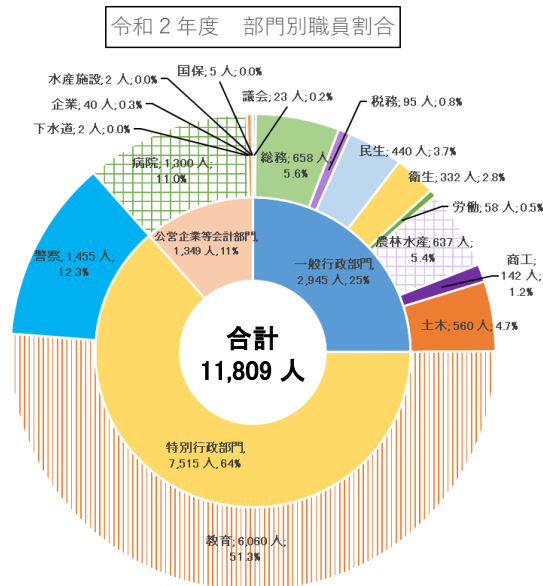
これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的かつ機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分	部 門	職 員 数				
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	議 会	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)
	総 務	596人(Δ15)	609人(13)	608人(Δ1)	665人(57)	658人(Δ7)
	税 務	96人(1)	97人(1)	92人(Δ5)	90人(Δ2)	95人(5)

一般行政部門	民生	432人(1)	435人(3)	450人(15)	448人(Δ2)	440人(Δ8)
	衛生	361人(10)	362人(1)	323人(Δ39)	327人(4)	332人(5)
	労働	51人(3)	53人(2)	56人(3)	56人(0)	58人(2)
	農林水産	677人(Δ3)	666人(Δ11)	640人(Δ26)	636人(Δ4)	637人(1)
	商工	150人(0)	149人(Δ1)	147人(Δ2)	145人(Δ2)	142人(Δ3)
土木	566人(Δ9)	570人(4)	575人(5)	563人(Δ12)	560人(Δ3)	
計		2,952人(Δ12)	2,964人(12)	2,914人(Δ50)	2,953人(39)	2,945人(Δ8)
特別行政部門	警察	5,893人(Δ40)	5,843人(Δ50)	5,786人(Δ57)	5,745人(Δ41)	6,060人(315)
	計	1,447人(Δ3)	1,440人(Δ7)	1,462人(22)	1,459人(Δ3)	1,455人(Δ4)
普通会計計		10,292人(Δ55)	10,247人(Δ45)	10,162人(Δ85)	10,157人(Δ5)	10,460人(303)
公営企業等 会計部門	病院	1,167人(40)	1,177人(10)	1,213人(36)	1,253人(40)	1,300人(47)
	下水道	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	企業	44人(1)	43人(Δ1)	44人(1)	43人(Δ1)	40人(Δ3)
	水産施設	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	国保	-	-	4人(4)	0人(Δ4)	5人(5)
計		1,215人(41)	1,224人(9)	1,265人(41)	1,300人(35)	1,349人(49)
合計 [条約定数]		11,507人(Δ14)	11,471人(Δ36)	11,427人(Δ44)	11,457人(30)	11,809人(352)
		[12,074人]	[12,044人]	[11,968人]	[11,963人]	[12,004人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由(令和2年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議事	0	
	総務	Δ7	新鳥取県史編さん事業の終了による減等
	税務	5	育児休業予定職員の暫定配置による増等
	民生	Δ8	県補助金業務の民間委託による減等
	衛生	5	淀江産業廃棄物処理施設計画審査室の新設による増等
	労働	2	育児休業予定職員の暫定配置による増等
	農林水産	1	鹿児島全協対応、和牛遺伝資源の保護業務の増等
商工	Δ3	公益法人派遣の減等	
	Δ3	公共工事の発注件数の減少による減等	
	計	Δ8	
特政 別部 行門	警察	315	任用の適正化に伴い新たに「地方公共団体定員管理調査」の対象となった職員の増等
	計	Δ4	欠員不補充による減
普通会計計		303	
公会 営計 企部 業門 等	病院	47	診療機能の充実による増等
	下水道	0	
	企業	Δ3	既設発電所大規模改修業務の減等
	水産施設	0	
	国保	5	国保制度改革による増
計	49		
合計		352	

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、鳥取県版集中改革プラン（平成19年度～平成23年度当初）及び新たな定数管理の方針（平成23年度～平成27年度当初）に基づく取組の結果、8年間で608人（うち一般行政部門306人）の定数削減を達成しており、平成27年度からは、役所仕事のあらゆるムリ・ムダを排除することにより、平成31年度までの4年間でさらに59人の定数削減（学校教職員、警察、病院局を除く一般行政部門等を対象）を達成しました。

厳しい状況が続く県財政を踏まえ、将来に向けて持続可能な体制とするためには、これまで以上に簡素で機能的な組織を構築し、全国最少レベルの職員数を堅持することが必要です。このため、業務改善や行政課題の変化に対応した業務のスクラップ・アンド・ビルド、社会環境の変化を踏まえた組織機能の再点検、また民間・NPOとの連携推進等により、組織体制の更なる効率化や人員配置の最適化を目指した取組を進めています。

(7) 職員数の推移

部門別	年度						
	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,964人	2,952人	2,964人	2,914人	2,953人	2,945人	△19人(△0.6%)
教 育	5,933人	5,893人	5,843人	5,786人	5,745人	6,060人	127人(2.1%)
警 察	1,450人	1,447人	1,440人	1,462人	1,459人	1,455人	5人(0.3%)
普通会計計	10,347人	10,292人	10,247人	10,162人	10,157人	10,460人	113人(1.1%)
公営企業等会計計	1,174人	1,215人	1,224人	1,265人	1,300人	1,349人	175人(14.9%)
総合計	11,521人	11,507人	11,471人	11,427人	11,457人	11,809人	288人(2.5%)

(8) 職級別の職員数の状況(令和2年4月1日現在)

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

(単位:人)

区分		令和2年4月1日現在			平成31年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A
一般行政職員	部長級	23	5	21.7%	20	4	20.0%
	次長級	81	13	16.0%	81	10	12.3%
	課長級	493	108	21.9%	482	105	21.8%
	課長補佐級	926	297	32.1%	924	281	30.4%
	係長級	1,355	606	44.7%	1,359	610	44.9%
	一般職員等	2,317	1,291	55.7%	2,215	1,190	53.7%
	計	5,195	2,320	44.7%	5,081	2,200	43.3%
教 員	校長	204	33	16.2%	207	27	13.0%
	教頭	250	84	33.6%	252	74	29.4%
	教諭	4,507	2,384	52.9%	4,577	2,390	52.2%
	助教諭等	415	185	44.6%	102	31	30.4%
	計	5,376	2,686	50.0%	5,138	2,522	49.1%
警 察 官	警視	63	0	0.0%	63	0	0.0%
	警部	128	1	0.8%	128	2	1.6%
	警部補	308	18	5.8%	310	18	5.8%
	巡査部長	325	32	9.8%	323	34	10.5%
	巡査等	414	84	20.3%	414	74	17.9%
	計	1,238	135	10.9%	1,238	128	10.3%
合計		11,809	5,141	43.5%	11,457	4,850	42.3%

(9) フルタイム会計年度任用職員数の状況(令和2年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年鳥取県条例第8号)の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)に係る事項の公表を行うこととされました。

部門別	年度	
	R2年	
	職員数	うち女性
一般行政	0	0
教 育	0	0
警 察	0	0
普通会計計	0	0
公営企業等会計計	324	288
総合計	324	288

(10) 等級等ごとの職員数の状況(令和2年4月1日現在)

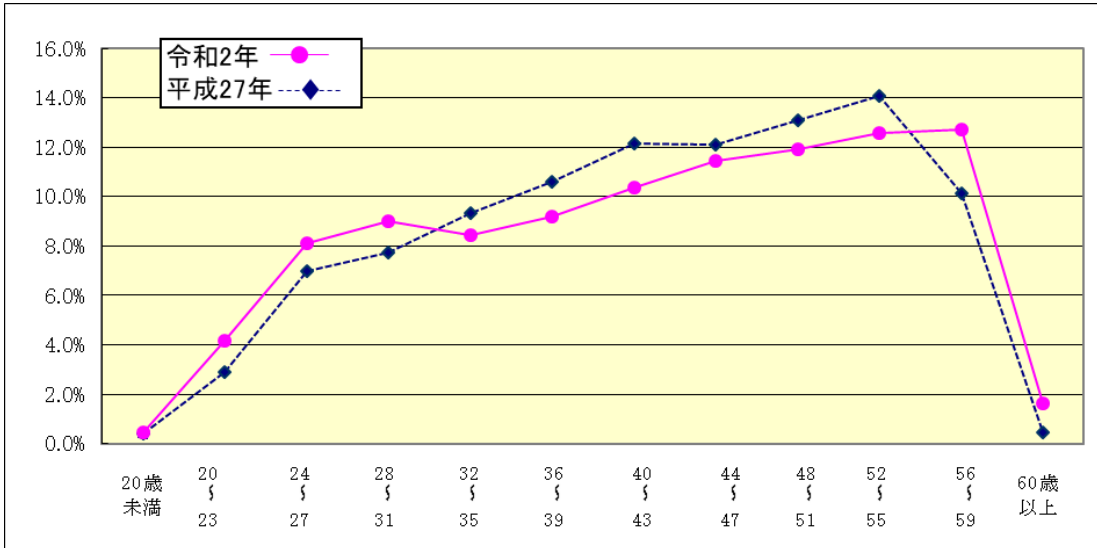
職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)に定める等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法第58条の3の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(11) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和2年	51人	475人	928人	1,034人	967人	1,056人	1,402人	1,315人	1,368人	1,441人	1,459人	187人	11,469人
平成27年(5年前)	48人	333人	805人	890人	1,076人	1,223人	1,402人	1,397人	1,506人	1,624人	1,166人	51人	11,521人

(12) 障がい者の雇用の状況（令和2年6月1日現在）

区分	令和2年				令和元年			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
			実数				実数	
知事部局等	3,401.0人	112.0人	3.29%	2.5%	3,410.5人	111.0人	3.25%	2.5%
身体障がい								
視覚障がい		83人				80人		
聴覚・平衡機能障がい		1人				2人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		5人				3人		
機能的障がい		-				-		
肢体不自由		25人				27人		
内部障がい		27人				26人		
知的障がい		9人				8人		
精神障がい		16人				14人		
教育委員会	5,171.5人	125.0人	2.42%	2.4%	5,104.5人	110.5人	2.16%	2.4%
身体障がい								
視覚障がい		95人				82人		
聴覚・平衡機能障がい		10人				9人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		12人				10人		
機能的障がい		-				-		
肢体不自由		16人				15人		
内部障がい		15人				19人		
知的障がい		18人				14人		
精神障がい		24人				15人		
警察本部	311.0人	7.0人	2.25%	2.5%	309.0人	7.0人	2.27%	2.5%
身体障がい								
視覚障がい		4人				4人		
聴覚・平衡機能障がい		-				-		
音声・言語・そしゃく機能障がい		1人				1人		
機能的障がい		-				-		
肢体不自由		-				-		
内部障がい		2人				2人		
知的障がい		-				-		
精神障がい		1人				1人		
病院局	952.5人	26.0人	2.73%	2.5%	673.5人	17.0人	2.52%	2.5%
身体障がい								
視覚障がい		16人				10人		
聴覚・平衡機能障がい		1人				-		
音声・言語・そしゃく機能障がい		4人				2人		
機能的障がい		-				-		
肢体不自由		4人				3人		

内部障がい	4人							4人		
知的障がい	-							-		
精神障がい	3人							1人		

- (注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。
 2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、1人を0.5人（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び採用の日または精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年目を経過する間にある者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（令和2年4月1日現在）

区 分	具 体 的 な 取 組			
	一般行政職員	会計年度任用職員	教員（学校事務職員を含む。）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員を除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	全職員（評価基準日に在籍していない職員を除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等を除く。）	全職員（地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等を除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	再度の任用を行う際の判断に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

令和元年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
勤勉手当の支給割合の見直し	・人事委員会勧告に基づき勤勉手当の支給割合を年0.05月分引き上げた。	令和元年12月1日
特殊勤務手当の見直し	・皆成学園に勤務する保育士に支給する児童生活支援業務手当の額を、月額22,000円（見直し前 月額11,000円）に引き上げた。 ・原子力環境センターの職員が行う放射線の照射を伴う調査研究業務を、放射線取扱業務手当の支給対象に加えた。（日額 300円）等	令和2年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。 	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
給与構造改革における経過措置額の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ） 	平成24年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施） （経過措置：平成25年3月31日まで）
海事職給料表の新設	<ul style="list-style-type: none"> 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 旅行手当の廃止 	平成20年4月1日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 初任給の引上げ （行政職大卒の場合：1級25号給〔170,200円〕→1級29号給〔176,800円〕） 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給（管理職層は3号給）から2号給（55歳を超える職員は2号給から1号給）に抑制 	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し 	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し 手当の廃止：手当（訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等） 支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ） 手当の減額（医療業務手当） 運転免許技能試験手当の廃止 	平成18年4月1日 平成19年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 へき地手当の支給率の引下げ（4/100～16/100→1/100～6/100） 特地勤務手当の廃止 	平成18年4月1日 平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 行政職1～5級〔1～3級〕相当の水準まで引下げ（従来は行政職7級相当水準） 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする（他は1～3級〔1～2級〕相当）。 ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。 	平成17年9月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
退職手当の水準引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行 100分の104）に引下げ 平成20年度に給料月額減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止 退職手当に係る調整率を100分の83.7に引下げ 	平成25年4月1日 平成30年4月1日

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 （令和2年1月1日現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	平成30年度 の人件费率
令和元年度	556,195人	346,276,373千円	2,882,613千円	92,430,585千円	26.7%	27.3%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

(3) 職員給与費の状況（令和元年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
令和元年度	10,157人	43,168,745千円	6,843,482千円	15,565,974千円	65,578,201千円	6,456千円

(注) 1 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
令和元年度	346,544円	346,720円	△176円 (0.05%)	-

(注) 「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)
令和元年度	4.03月	4.00月	0.03月	0.05

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、令和元年度の本県の支給月数は都道府県中47位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の 支給割合	国家公務員の 支給月数 (改定後)
	改定前	改定後		
平成27年度	4.00月	4.10月	4.09月	4.20月
平成28年度	4.10月	4.00月	4.02月	4.30月
平成29年度	4.00月	据置	3.99月	4.40月
平成30年度	4.00月	据置	4.01月	4.45月
令和元年度	4.00月	4.05月	4.03月	4.50月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し（実施時期 平成27年4月1日）

(ア) 給料表の改定

民間給与を上回る高齢層の給与を抑制する一方で、初任層については、人材確保の観点から特段の配慮をする必要があり、国と同様の課題認識に立ち、国に準じた世代間の給与配分の見直しを実施。

(イ) 給与水準の据置

国の総合的見直しにおける俸給表に準じた給料表に改定した上で、さらに地域民間給与に均衡した水準に据え置き（調整）。

(ウ) 経過措置（現給保障）

平成31年3月31日までの4年間実施。

イ 地域手当の見直し（実施時期 平成27年4月1日）

段階的に支給割合を引上げ（鳥取県内は支給なし）。

※国は給与改定後、平成27年4月1日に遡及して支給割合の引上げを行ったが、本県では給与改定後の平成28年1月1日から支給割合を引上げ（引上げ後の各地域の支給割合は国と同じ）。

ウ その他の見直し内容（実施時期 平成27年4月1日）

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和2年4月1日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			高 等 学 校 教 育 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	322,480円	390,361円 348,393円	43.6歳	318,227円	415,486円 343,779円	36.8歳	390,764円	425,021円 409,414円	46.7歳
都道府県平均	325,365円	412,987円	42.9歳	321,712円	461,961円	38.4歳	374,301円	438,678円	44.8歳
国	329,433円	411,123円	43.4歳	318,875円	376,765円	41.4歳	—	—	—

区 分	小・中学校教育職			研 究 職			医 師 等 医 療 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	367,612円	397,714円 385,169円	43.7歳	316,066円	373,834円 341,687円	41.5歳	399,859円	913,613円 765,721円	36.4歳
都道府県平均	358,882円	416,270円	42.7歳	354,447円	427,598円	43.6歳	456,053円	948,121円	44.5歳
国	—	—	—	402,661円	558,786円	46.0歳	504,551円	849,045円	52.0歳

区 分	薬 剤 師 等 医 療 職			看 護 師 等 医 療 職			海 事 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢

鳥取県	310,218円	366,733円	42.2歳	298,277円	355,202円	40.8歳	336,648円	374,458円	42.3歳
		330,751円			314,266円			363,629円	
都道府県平均	321,816円	395,314円	42.1歳	313,515円	400,123円	41.0歳	—	—	—
国	309,010円	353,649円	46.2歳	315,908円	352,289円	47.1歳	—	—	—

区分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	309,655円	322,822円	336,022円	52.8歳	100人	—	—	—	—	—	—
学校技能班長等	301,836円	322,491円	313,393円	51.5歳	28人	210.3千円	56.2歳	1.53	5,127.0千円	2,895.5千円	1.77
その他	312,696円	326,489円	341,067円	53.3歳	72人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	322,644円	378,703円	—	53.3歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
4 平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
5 都道府県平均の数値は平成31年4月1日現在、国の数値は令和2年1月15日現在のものです。
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成28年～30年の平均）。
7 現業職の職種については、学校技能班長等は賃金構造基本統計調査における「用務員」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。
8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

（単位：円）

区分	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	182,200
	高校卒	150,600
警察職	大学卒	211,400
	高校卒	173,400
高等学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
小・中学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
研究職	193,200	187,200
医師等医療職	303,500	249,800
薬剤師等医療職	大学6卒	210,500
	大学卒	188,400
	短大3卒	177,400
看護師等医療職	207,000	207,800
海事職	大学卒（航海士等）	—
	大学卒（甲板員等）	—
現業職	147,500	—

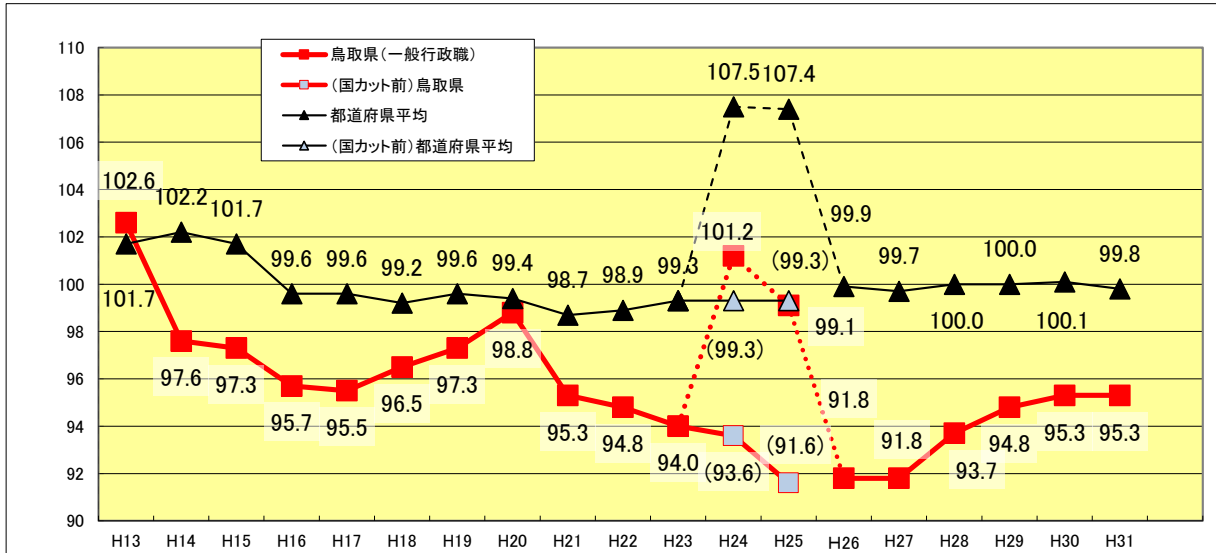
(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	経験年数	10年	20年	25年	30年	40年 （大卒は35年）
		一般行政職	262,210円	334,354円	356,362円	382,162円
警察職	大学卒	231,545円	382,864円	※1 394,800円	※2 426,383円	※3 446,150円
	高校卒	259,955円	355,100円	384,585円	398,250円	417,269円
高等学校教育職	大学卒	311,068円	380,541円	400,861円	411,884円	420,976円
	高校卒	—	—	—	354,700円	—
小・中学校教育職	大学卒	308,498円	375,762円	391,473円	406,087円	412,230円
研究職	大学卒	269,460円	330,700円	360,789円	396,000円	383,100円

薬剤師等 医療職	大学卒	※4	253,200円	350,180円	—	365,367円	—
現業職	高校卒	—	—	—	291,600円	290,771円	303,175円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
 2 ※1から※4までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
 ※1：26年、※2：31年、※3：36年、※4：9年
 3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレズ指数）の状況



- (注) 1 ラスパイレズ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です（各年4月1日現在）。
 100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
 2 平成14年度の大きなラスパイレズ指数の変動は、平成14年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。（鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況であったことから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況であったため、平成17年度から平成19年度までの3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。）
 3 平成24年度及び25年度の破線は、国家公務員の給与を一時的に平均7.8%減額する措置が行われていたときのラスパイレズ指数です。この措置の影響を取り除いたラスパイレズ指数（実質値）は実線で表示しています。

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし。

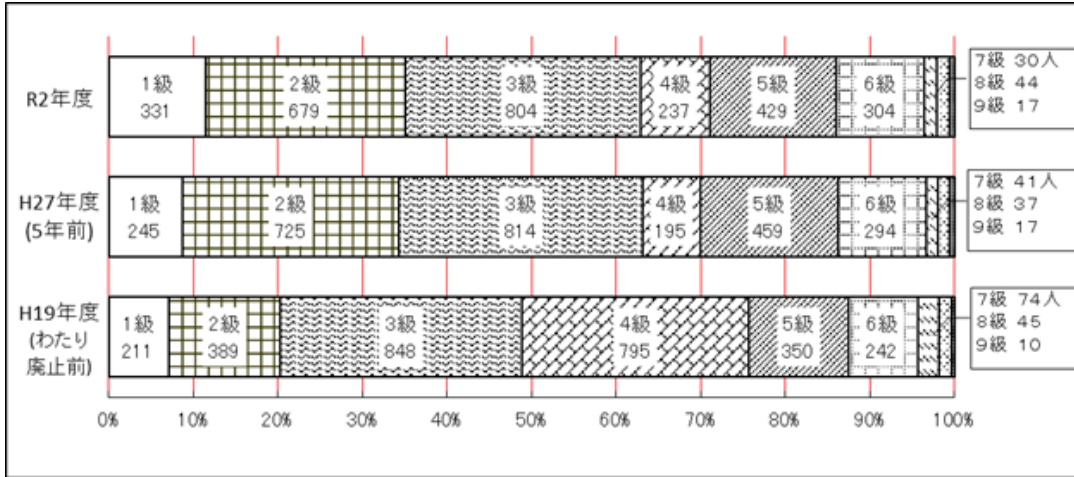
なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に「給与カット」と同等以上の人件費削減効果をあげているところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級(1・2級)	主事及び技師	331	11.5%	143,000円	247,800円
2級(3級)	主事及び技師	679	23.5%	193,300円	304,700円
3級(4・5級)	係長	804	27.9%	229,600円	352,200円
4級(6級)	課長補佐	237	8.2%	262,800円	381,700円
5級(7級)	課長補佐	429	14.9%	288,900円	393,800円
6級(8級)	課長	304	10.5%	319,500円	410,000円
7級(9級)	課長	40	1.4%	363,400円	443,100円
8級(10級)	次長	44	1.5%	408,900円	468,100円
9級(11級)	部長	17	0.6%	459,400円	523,400円

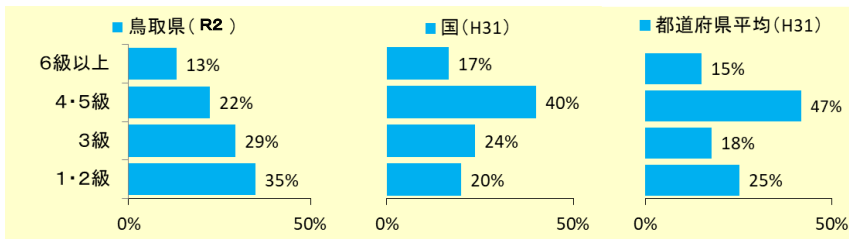
- (注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
 2 ()内の数値は、平成18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



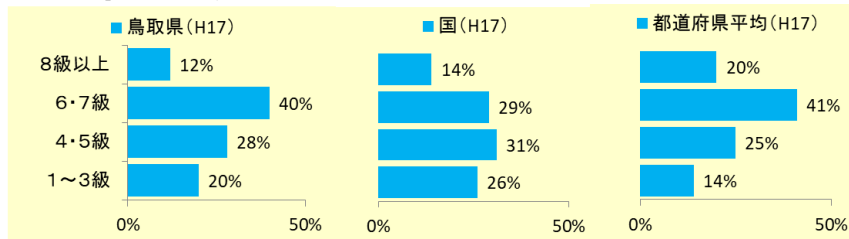
(注) 「わたり」の廃止（平成18年2月）に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度以降は平成19年度に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員数は大きく増えています。

イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



(注) 1 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため集計の対象となっておりません。
2 この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（（6）注1を参照。）を対象としている上記2つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

○ 「わたり」廃止前の状況



(注) 1 「わたり」の廃止とは
「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならぬことが定められている地方公務員法の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。
2 平成17年当時の行政職給料表の職務の級は11級まででありました。当時の1～3級、4・5級、6・7級、8級以上がそれぞれ現在の1・2級、3級、4・5級、6級以上に対応します。
3 都道府県平均の数値は、平成17年に各都道府県人事委員会が公表した行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため、また、京都府はデータがないため、集計の対象となっておりません。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18.2以前 (見直し前)	H18.4.1 (給与構造改革による給与切替後)	見直し後(経過措置)		制度 完成後
			H19.4.1	H20.4.1 (H23.4.1までの4年間給料 月額の変動緩和措置あり)	
主査	7～8級	5級	廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、 4級暫定主任(課長補佐級へ)	廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	1～2級

(12) 昇給への勤務成績の反映状況（令和元年度）

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。なお、昇給日は毎年4月1日です。

階層	区分	昇給区分				
		I 極めて 良好	II 特に良好	III 良好 (標準)	IV やや不良	V 不良
非管理職 (課長補佐級 以下)	人事評価			S~B C(単年)	C (2年連続)	D
	昇給 号給数	50歳を超えない職員		4	2	0
		50歳を超え、55歳を超えない職員		2	1	0
		55歳を超える職員		1	0	0
	初任層職員		5	2	0	
管理職 (課長級以上)	人事評価		S、A	B	C	D
	昇給 号給数	50歳を超えない職員	6	3	2	0
		50歳を超え、55歳を超えない職員	3	2	1	0
	55歳を超える職員	2	1	0	0	

- (注) 1 非管理職については、基本的にⅢを適用しています。ただし、人事評価がC又はDの場合には、Ⅳ以下の適用があります。
 2 管理職については、人事評価に基づきⅡ～Ⅴに区分しています。
 3 評価期間中に昇任、博士号取得等があった場合には、人事評価による区分より1区分上位の昇給区分に決定します。また、評価期間中に懲戒処分があった場合や病気休暇取得、欠勤等により勤務日数が一定割合を下回る場合には、人事評価の結果にかかわらず、Ⅳ又はⅤに決定します。（非管理職及び管理職共通）
 4 知事部局の管理職層において、Ⅱ以上に決定された職員の割合は、75.1パーセントでした。
 5 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給（55歳を超える職員は1号給）に抑制しています。
 6 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容（令和2年4月1日現在）

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

- (注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。
 2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。
 3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。
 4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(令和元年度の支給割合及び成績率)

区分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国（再任用職員以外の職員）		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.145月分 (0.945)	0.785月分 (0.985)	1.93月分 (1.93)	0.62月分 (0.52)	0.395月分 (0.495)	1.015月分 (1.015)	1.3月分 (1.1)	0.925月分 (1.05)	2.125月分 (2.15)
12月期	1.285月分 (1.085)	0.835月分 (1.035)	2.12月分 (2.12)	0.69月分 (0.59)	0.445月分 (0.545)	1.135月分 (1.135)	1.3月分 (1.1)	0.975月分 (1.25)	2.375月分 (2.35)
計	2.43月分 (2.03)	1.62月分 (2.02)	4.05月分 (4.05)	1.31月分 (1.11)	0.84月分 (1.04)	2.15月分 (2.15)	2.6月分 (2.2)	1.9月分 (2.3)	4.5月分 (4.5)

- (注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。最も多くの職員に適用される支給割合は6月期が0.770月(0.970月)、12月期が0.82月(1.02月)です。
 2 ()内の数値は、特定幹部職員（次長級以上の職員）に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 支給実績（令和元年度）

年間支給総額	支給職員数（令和元年12月）	1人当たりの平均支給年額
15,603,617千円	10,645人	1,465,817円

(参考)令和2年6月期末・勤勉手当について

鳥取県（一般行政職：管理職除く）		国（行政職：管理職除く）	
平均年齢	41.8歳	平均年齢	35.0歳
平均給与月額 (給料+扶養手当+地域手当)	317,749円	平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約306,300円
支給月数 (期末1.215月、勤勉0.795月)	2.01月	支給月数 (期末1.3月+勤勉0.92月)	2.22月
平均支給額	644,419円	平均支給額	約680,100円

- (注) 1 国の数値は、内閣官房内閣人事局の報道資料によるものです。
 2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（令和2年6月期）

鳥取県では、評価期間における勤務成績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

成績率	区分				
	1	2	3	4	5
特定幹部職員	119.5/100	104.5/100	99.5/100	77/100	50/100以下
	100/100	89.5/100	79.5/100	62/100	46/100以下

- (注) 成績率は、評価期間に懲戒処分等があった場合には、表に記載された率より低い率に決定されることがあります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員（臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容（令和2年4月1日現在）

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額（退職日の給料月額 × 支給率 × 調整率） + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2パーセント（最高20パーセント）の加算があります。

3 平成30年4月1日付けで、以下のとおり調整率を引き下げる改正を行いました。

改正前	平成30年度以降
87/100	83.7/100

(退職手当の基本額)

区 分	自己都合	勸奨・定年・早期退職
勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075月分
勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分
勤続 40 年	44.7795月分	47.709月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	65,000円	11級	9級
第2号	59,550円	10級	8級
第3号	54,150円	9級	7級
第4号	43,350円	8級	6級
第5号	32,500円	7級	5級
第6号	27,100円	6級	4級
第7号	21,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。

2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績（令和元年度）

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
8,113,926千円 (7,590,219千円)	465人 (357人)	17,449,304円 (21,261,119円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容（令和2年4月1日現在）

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ) 支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績（令和元年度）

年間支給総額	34,470千円		
支給職員数	57人		
1人当たりの平均支給年額	604,735円		
支給対象地域（主な該当機関）	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区等（東京本部）	20%	28人	20%
大阪市等（関西本部）	16%	18人	16%
名古屋市等（名古屋代表部）	15%	2人	15%
その他派遣地域	12%	1人	12%
	10%	3人	10%
	6%	1人	6%
	3%	4人	3%
平均支給率	16.1%	—	16.1%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	95.3 (95.3)		

(注) 1 異なる支給率の地域への人事異動のため、支給職員数と支給対象職員数の合計は一致しません。

2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

※鳥取県では、国と同じ支給率を適用しているため、地域手当補正後の指数に変動はありません。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容（令和2年4月1日現在）及び支給実績（令和元年度）

年間支給総額		231,389千円			
1人当たりの平均支給年額		50,324円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		45.3%			
手当の種類（手当数）		43種類 知事部局 18種類 教育委員会 5種類 警察 20種類（うち知事部局と重複する手当を除いたもの16種類）			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員（延べ）
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 （4時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思 日額1,200円）	83千円	41人
		社会福祉法等に基づき、援護、育成、更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談、調査等の業務		63千円	49人
		緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務		3千円	6人
	職員（医師を除く。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、精神保健指定医の診察の立会い、精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務		11千円	13人
	職員	用地の取得、使用、損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの		—	—
勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談、通報への対応等の業務			月額11,000円	5,038千円	51人
防疫等業務手当	職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	139千円	66人
		伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患畜等の解体検査等 日額1,200円		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告、感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 （結核療養指導等は4時間未満60/100）		
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 （4時間未満60/100）		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	6,720千円	50人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業（1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。）	月額5,500円	110千円	7人

医療業務手当	医療政策課の医師並びに総合療育センターの医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	6,811千円	40人
	精神保健福祉センター、保健所等医師及び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
海上危険業務手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報、警報及び特別警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間に行われる試験調査、実習又は講習の業務	日額600円 (4時間未満60/100)	266千円	92人
夜間定時制業務兼務手当	全日制課程又は昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間600円	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	163千円	9人
種雄牛馬等取扱手	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉吉農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	42千円	24人
	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務			
多学年学級担当手	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	10千円	3人
取締等業務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	日額600円	—	—
	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務			
爆発物検査手当	職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査	日額300円	—	—
と畜検査等業務手当	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,382千円	13人
		食肉衛生検査所長が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	日額1,200円		
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
狂犬病等業務手当	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	犬の捕獲若しくは検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	15千円	9人
		野犬等の殺処分の業務	日額600円		

夜間看護手当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 (勤務交代の加算あり)	2,763千円	82人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円	32千円	10人
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	109千円	65人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務			
		夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額600円 (4時間未満60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業 河川等における魚の死骸処理作業	日額300円		
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4時間未満60/100)	689千円	129人
		死亡畜の解剖業務、患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務	日額300円		
	中小家畜試験場職員	死亡畜の解剖業務	日額1,200円		
有害物等取扱手当	職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用するくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	8千円	3人
		建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外4時間未満60/100)		
環境衛生検査等業務手当	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	1千円	6人
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務	日額8,000円 (心身に著しい負担を与える業務の加算あり)	123,709千円	10,788人
		児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務	救急、補導業務の場合 日額7,500円		
		児童又は生徒に対する緊急の補導業務			
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1時間以上2時間未満 900円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	2時間以上3時間未満 1,800円 3時間以上4時間未満 2,700円		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	4時間以上5時間未満 3,600円		
		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分べんの補助に係る業務で週休日等に行うもの	5時間以上6時間未満 4,500円 6時間以上 5,400円		
		入学選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円		
災害応急作業等手当	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)	547千円	48人
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	1時間1,200円 教育訓練 1時間600円 (夜間等の加算あり)		

教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円	809千円	1,025人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	6,843千円	927人
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	16,991千円	375人
犯罪鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	504千円	303人
交通捜査取締手当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 高速道路上において従事した場合 日額280円加算	4,674千円	576人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業	日額560円 (4時間未満60/100)		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 (4時間未満60/100)		
		上記以外の交通取締作業	日額310円 (4時間未満60/100)		
死体取扱手当	警察職員	検視作業	1体3,200円	22,675千円	472人
		死体取扱作業	日額1,600円 (特別な状態にある死体の加算あり)		
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	3,901千円	217人
緊急走行手当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	11千円	14人
警備艇運航手当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	—	—
通信指令手当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	793千円	366人
特殊危険物質危険区域内作業手当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	—	—
潜水手当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円 (危険環境等の加算あり)	29千円	14人
航空手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	4,345千円	96人
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間1,200円 (夜間等の加算あり)		
	航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 (夜間等の加算あり)			

爆発物処理 作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	—	—
特殊危険物 質処理作業 手 当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況 下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は 検証等の捜査活動	1回5,200円	—	—
		特殊危険物質等の処理作業	特殊危険物質等が発散、漏 えいしている状況下で行 うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏 えいしていない状況下で行 うもの 1回2,600円		
災 害 応 急 手 当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大 な災害が発生した箇所又はその周辺において行 う立入検査作業	日額300円	45千円	33人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険 かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重 大な災害が発生した箇所又はその周辺において 行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、 運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 (夜間等の加算あり)		
身 辺 警 護 手 当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	139千円	34人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情 報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報 収集作業	日額1,100円	—	—
銃 器 犯 罪 捜 査 手 当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を 使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の 作業	日額1,640円	1,640千円	17人
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所 持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等 への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支 援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う 暴力団事務所等に対する張付警戒の作業	日額820円		
		暴力団等による危害を防止するために保護を受 ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒 の作業			
夜 間 特 殊 業 務 手 当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深 夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)にお いて行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	23,144千円	75人
水 上 警 戒 業 務 手 当	警察職員	海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を 行う業務	日額1,100円	—	—
緊 急 呼 出 (加 算)	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間 において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、 爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	714千円	381人

オ 時間外勤務手当

(ア) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

(イ) 制度内容(令和2年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = (時間外勤務1時間当たりの支給額) × (時間外勤務時間数)

(時間外勤務1時間当たりの支給額)

時間外勤務1時間当たりの支給額 = [(給料月額 + 地域手当 + 初任給調整手当 + へき地手当(これに準ずる手当を含む。)
+ 定時制通信教育手当 + 特地勤務手当に準ずる手当) × 12月]
÷ (38時間45分 × 52週 - 465分 × 18 ÷ 60) + 1時間当たりの特殊勤務手当]
× 支給率

(支給率)

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務は、25/100を加算、月
60時間を越える勤務は150/100)

上記以外の勤務 135/100(同上)

(ウ) 支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和元年度	1,768,053千円	4,494人	393,425円
平成30年度	1,793,691千円	4,373人	410,174円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管
理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当等

区 分	制度内容 (令和2年4月1日現在)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	令和元年度支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額9,200円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (加算額) 1人月額5,000円 例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 6,500円 + イ 9,200円 + ウ 5,000円 = 20,700円	異なる	子を扶養している場合 月額10,000円支給	(総 額) 1,159,227千円 (職員数) 4,682人 (平 均) 247,592円
住 居 手 当	借家・借間居住者 (家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 单身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総 額) 638,321千円 (職員数) 2,076人 (平 均) 307,476円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。) 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (駐車場代加算) 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する職員には、駐車場代(上限1,000円)を加算し支給。 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 819,534千円 (職員数) 8,228人 (平 均) 99,603円
教 職 調 整 額	義務教育諸学校等 (小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校) の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100			(総 額) 838,611千円 (職員数) 4,670人 (平 均) 179,574円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員 (管理職員) に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総 額) 719,710千円 (職員数) 1,020人 (平 均) 705,598円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職 (医師・歯科医師・獣医師) の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額 (最高月額308,300円)	同じ	—	(総 額) 121,402千円 (職員数) 56人 (平 均) 2,167,892円
単 身 赴 任 手 当	異動等を原因として单身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内 (交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし)	同じ	—	(総 額) 60,879千円 (職員数) 156人 (平 均) 390,252円
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率)			(総 額) 286千円 (職員数) 6人 (平 均) 47,646円

	学校ごとに2/100又は4/100の率(へき手当に準ずる手当は1/100)													
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 (支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円			(総額) 9,170千円 (職員数) 42人 (平均) 218,333円										
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100の割合	同じ	—	(総額) —千円 (職員数) —人 (平均) —円 ※職員数が少ないため、掲載していません。										
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、月額3,970円から6,620円までの範囲内	同じ	—	—										
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 218,075千円 (職員数) 487人 (平均) 447,793円										
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 69,822千円 (職員数) 477人 (平均) 146,377円										
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">一般の宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td>4,400円</td> <td>21,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,400円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額	一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	一般	特定幹部職員	4,400円	21,000円	12,000円	7,400円	同じ	—	(総額) 299,108千円 (職員数) 915人 (平均) 326,894円
一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等											
	一般	特定幹部職員												
4,400円	21,000円	12,000円	7,400円											
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内(最高額は部長級の職員等の場合)	同じ	—	(総額) 4,378千円 (職員数) 137人 (平均) 31,956円										
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内			(総額) 366,715千円 (職員数) 5,129人 (平均) 71,498円										

(注) 「令和元年度支給実績」欄の「(総額)」は令和元年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和元年度支給職員数(一部は、令和元年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等(令和2年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
知事	1,151,000円	(算定方法) 給料(報酬)月額×145/100×支給割合	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率
副知事	906,000円	(支給割合) (知事・副知事・教育長)	(支給率) 知事 60/100
教育長	693,000円		副知事 40/100
議長	958,000円		教育長 30/100 (支給時期) 最終退職時に支給(任期ごとの支給も可能)

		6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	(1期の手当額) 知事 33,148,800円 副知事 17,395,200円 教育長 9,979,200円
副議長	836,000円	(議長、副議長及び議員) 6月期 1.325月分 12月期 1.365月分 計 2.69月分	※平成19年4月の改定により、知事、副知事等については退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより全国的に見ても低い水準となっています。
議員	779,000円		

(注) 退職手当額は、令和2年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 令和元年度年間支給実績

区分	給料・報酬	期末手当	合計
知事	13,812,000円	4,489,474円	18,301,474円
副知事	10,872,000円	3,533,852円	14,405,852円
教育長	8,316,000円	2,703,046円	11,019,046円
議長	11,496,000円	3,736,678円	15,232,678円
副議長	10,032,000円	3,260,818円	13,292,818円
議員	299,136,000円 (9,348,000円)	97,231,616円 (3,038,488円)	396,367,616円 (12,386,488円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

(15) 企業局(電気事業、工業用水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(令和元年度)

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,530,321千円	275,001千円	315,794千円	20.64%	21.30%
工業用水道事業	678,870千円	△185,487千円	14,960千円	2.20%	2.11%
埋立事業	36,463千円	75,032千円	14,908千円	40.89%	52.35%

(イ) 予算(令和2年度)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	36人	169,104千円	62,700千円	55,644千円	287,448千円	7,985千円
工業用水道事業	2人	8,451千円	5,510千円	2,325千円	16,286千円	8,143千円
埋立事業	2人	9,468千円	1,595千円	3,349千円	14,412千円	7,206千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
電気事業	鳥取県	49.3歳	324,074円	486,477円
	団体平均	44.5歳	369,314円	582,939円
工業用水道事業	鳥取県	29.0歳	224,900円	288,943円
	団体平均	44.2歳	354,409円	537,774円
埋立事業	鳥取県	44.5歳	323,200円	466,261円
	団体平均	44.6歳	388,202円	590,646円
県(一般行政職)	43.5歳	323,846円	401,450円	

(注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です(以下同じ。)

2 団体平均の数値は、平成31年4月1日現在です。

3 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

4 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況(令和2年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和元年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(令和元年12月)	1人当たりの平均支給額
64,585千円	43人	1,501,972円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和元年度支給実績) 支給職員数が少ないため掲載していません。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(令和元年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(令和元年度支給実績)

年間支給総額		507千円			
1人当たりの平均支給年額		28,1737円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		41, 9%			
手当の種類 (手当数)		3種類 (うち一般行政職の職員と共通のもの2種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	507千円	144人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。

(オ) 時間外勤務手当

(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの平均支給年額
令和元年度	15,304千円	30人	510,124円
平成30年度	23,514千円	38人	618,789円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (令和2年4月1日現在)	(13)の力の制度との異同	(13)の力の制度と異なる内容	令和元年度支給実績
扶 養 手 当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額9,200円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 5,908千円 (職 員 数) 26人 (平 均) 227,215円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総 額) 3,017千円 (職 員 数) 10人 (平 均) 301,740円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給(支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額307,800円)	同じ	—	—

通勤手当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給 $\left(\begin{array}{l} \cdot \text{定期券と回数券のうち安価な方の額による。} \\ \cdot \text{定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。} \\ \cdot \text{1月当たり55,000円を上限とする。} \end{array} \right)$</p> <p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算</p> <p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給</p> <p>駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給</p> <p>ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>	同じ	—	(総額) 3,877千円 (職員数) 38人 (平均) 102,015円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給（支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 5,018千円 (職員数) 6人 (平均) 836,400円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100までの割合	同じ	—	—
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	—
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円）	同じ	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は局長の場合）	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。

(注) 「令和元年度支給実績」欄の「(総額)」は令和元年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和元年度支給職員数（一部は、平成31年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（令和元年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和元年度	25,700,094千円	△1,103,051千円	12,311,303千円	47.9%	48.8%

(イ) 予算（令和2年度）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	1,330人	4,710,630千円	2,696,103千円	1,746,520千円	9,153,253千円	6,882千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	36.7歳	303,140円	453,546円
県（一般行政職）	43.6歳	322,480円	390,361円

ウ 職員の手当の状況（令和2年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和元年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（令和元年12月）	1人当たりの平均支給年額
1,601,337千円	1,320人	1,213,134円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和元年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
425,101千円 (336,771千円)	85人 (18人)	5,001,183円 (18,709,484円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(令和元年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(令和元年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		120,100千円			
1人当たりの平均支給年額		118,209円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		81.1%			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		5種類（うち知事部局と共通のもの4種類）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
困難折衝等 業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、 接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害 意思 日額1,200円)	17千円	18人
放射線取扱 手 当	診療放射線技師 等	一般行政職の職員と同じ。	一般行政職の職員に同 じ。	4,323千円	145人
防疫等業務 手 当	看護師及び准看 護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業 務	日額300円	3,102千円	231人
	中央放射線室職 員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動 車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務			
			月額5,500円 ただし、従事日数が少 ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		

医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長 (3級の職務にあるもの) 月額29,000円 医長、副医長及び室長 (2級の職務にあるもの) 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	51,981千円	152人
	産婦人科の医師	分べん業務	1回10,000円	—	—
夜間看護等手当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 1回6,800円 (月の勤務全て深夜勤務 1回9,200円) 一部深夜勤務 4時間以上 1回3,300円 (月の勤務全て深夜勤務 1回4,500円) 2時間以上4時間未満 1回2,900円 (月の勤務全て深夜勤務 1回4,100円) 2時間未満 1回2,000円 (月の勤務全て深夜勤務 1回3,200円) (特別事情の加算あり)	60,694千円	1,788人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,620円		
災害応急作業等手当	災害医療派遣チームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業務	1時間1,200円	—	—

(オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和元年度	1,004,327千円	1,022人	982,708円
平成30年度	922,234千円	1,144人	806,148円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(令和2年4月1日現在)	(13)の力の 制度との 異同	(13)の力の 制度と異 なる内容	令和元年度支給実績
扶養手当	ア 子以外の扶養親族 月額6,500円 イ 子 月額9,200円 ウ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総額) 103,395千円 (職員数) 463人 (平均) 223,315円
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総額) 113,040千円 (職員数) 377人 (平均) 299,841円

通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものによる。 ・1月当たり55,000円を上限とする。〕 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の3分の2の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総額) 64,645千円 (職員数) 829人 (平均) 77,980円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 53,557千円 (職員数) 64人 (平均) 836,822円
初任給調整手	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額308,300円） 院長 月額170,900円	同じ	—	(総額) 436,392千円 (職員数) 136人 (平均) 3,208,768円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし）	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 165,725千円 (職員数) 545人 (平均) 304,082円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 74,037千円 (職員数) 631人 (平均) 117,333円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円）	同じ	—	(総額) 46,414千円 (職員数) 179人 (平均) 25,930円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	同じ	—	(総額) 8,243千円 (職員数) 23人 (平均) 358,391円

(注) 「令和元年度支給実績」欄の「(総額)」は令和元年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和元年度支給職員数（一部は、平成31年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

- (17) フルタイム会計年度任用職員に係る給与等の状況
令和2年度制度導入のため、支給実績はありません。

4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和2年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（令和元年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。職員1人当たりの平均的年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区分	令和元年	平成30年
一般行政職員	11.4日	11.6日
教員	11.9日	12.6日
警察官	11.9日	13.6日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（令和元年度）

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	令和元年度	平成30年度
一般行政職員	11.2時間	12.7時間
警察官	16.1時間	18.9時間

(注) 1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇等の制度概要（令和2年4月1日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ
	職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、生後1年に達しない子について、1日2回各30分以内
	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い
	妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
	妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	中学校卒業前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、小学校就学前の子の看護が対象
	職員が、要介護者の介護等の世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）
	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内	

	感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）。
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・ 職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・ 職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇 (有給)	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内）	国と同じ（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし
	職員が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合（育児部分休業を承認された者を除く）	勤務時間内において1日につき2時間以内	国は、制度なし

(5) 自己啓発等休業の状況（令和元年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業（無給）することができます。

(単位:件)

区 分	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
取得件数	1	0	0	1
期間延長件数	0	0	0	0
失効、取消	0	0	0	0

(6) 修学部分休業の状況（令和元年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき20時間以内の無給休業）を取得することができます。

令和元年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(7) 育児休業の状況（令和元年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）することができます。

(単位:件)

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	25	136	4	93	51	7	80	236
期間延長件数	1	18	0	19	0	3	1	40
失効、取消	1	52	0	26	0	3	1	81

(8) 育児短時間勤務の状況（令和元年度）

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。勤務時間に応じた給与となります。

(単位:件)

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	0	24	0	31	0	0	0	55
期間延長件数	0	14	1	24	0	0	1	38
失効、取消	0	6	0	9	0	0	0	15

(9) 旅費の制度の概要（令和2年4月1日現在）

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都特 別区等)	乙地方 (甲、丙地方 以外)	丙地方 (鳥取県の 区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特 別 職	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
議会の議員、知事、副知事	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあっせん員並びに病院事業管理者	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員					

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（令和元年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

(単位：件)

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	146	1	0	147
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	146	0	0	146
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
教 員	109	0	0	109
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	109	0	0	109
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
警 察 官	13	1	0	14
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	13	1	0	14
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	268	2	0	270
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	268	1	0	269
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(注) 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数（令和元年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

(単位：件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	1	3	1	1	6	25
法令に違反した場合	1	1	0	1	3	13
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	2	0	0	2	10
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	0	1	2
教 員	0	1	0	1	2	76
法令に違反した場合	0	0	0	1	1	12
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1	59
警 察 官	0	1	0	0	1	12
法令に違反した場合	0	1	0	0	1	12
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	1	5	1	2	9	113
法令に違反した場合	1	2	0	2	5	37
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	2	0	0	2	15
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	1	0	2	61

6 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数（令和元年度）

地方公務員は、地方公務員法第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

(単位：件)

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合（業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等）	5	0	0	5
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業等）	12	4	5	21
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（消防団員、大学の非常勤講師等）	437	21	2	460
計	454	25	7	486

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数（令和元年度）

(単位：件)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	1	1
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	3	0	27	30
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	0	0	0	0
計	3	0	28	31

7 職員の退職管理の状況

(1) 令和2年4月1日における職員の退職管理に関する制度の概要

【知事部局等】

区 分	内 容
再就職の届出	<ul style="list-style-type: none"> 職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後2年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除く全ての法人）に再就職した場合は、知事（任命権者）への届出が必要 当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（課長級以上、県立学校にあっては教頭以上又は事務長若しくは船長）であった者については過去1年間の再就職の状況を公表
働きかけの禁止等	<ul style="list-style-type: none"> 再就職により営利企業等に在職している者からの現職職員に対する働きかけの禁止 職員による利害関係企業等に対する求職活動の規制 職員による営利企業等に対する再就職のあっせんの規制 再就職者等からの要求等による職務上不正な行為の要求又は依頼の規制 （再就職者からの要求等を理由とする職務上の不正行為の禁止、職員が職務上の不正行為をすること又は他の職員に不正行為を要求することの見返りとして自分又は他の職員の元職員等の営利企業等に対する再就職の要求等の禁止、当該要求等を受けた職員による職務上の不正行為の禁止）

【警察本部】

区 分	内 容
再就職の届出	<ul style="list-style-type: none"> 職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後2年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除く全ての法人）に再就職した場合は、警察本部長への届出が必要 当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（警視及び管理職手当を受給する一般職員）であった者については過去2年間の再就職の状況を公表
働きかけの禁止等	知事部局等と同じ

(2) 退職後2年間に再就職した職員（県の退職管理制度に基づき各任命権者に届出のあった者に限る。）の状況

(単位：人)

区 分	(A) 令和2年6月1日現在で届出のあった者(a+b+c)	(B) A欄のうち再就職先							
		(a) R2年度退職者	(b) R1年度退職者	(R1年度退職者総数)	(c) H30年度以前退職者	民間企業等	地方公共団体	公共的団体等	
知事部局	総数	82	0	74	(128)	8	20	39	23
	うち管理職	41	0	37	(51)	4	10	15	16
企業局	総数	1	0	0	(2)	1	1	0	0
	うち管理職	1	0	0	(2)	1	1	0	0
病院局	総数	26	0	26	(89)	0	0	5	21
	うち管理職	0	0	0	(6)	0	0	0	0
教育委	総数	1	0	1	(88)	0	0	0	1
	うち管理職	1	0	1	(25)	0	0	0	1
県警本部	総数	15	0	15	(38)	0	3	5	7
	うち管理職	3	0	3	(5)	0	1	0	2

県議会	総数	1	1	1	(1)	1	0	0	1
	うち管理職	1	1	1	(1)	1	0	0	1
監査委員	総数	1	1	0	(0)	0	0	1	0
	うち管理職	1	0	0	(0)	0	0	1	0
人事委	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
選管	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
海区	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0

- (注) 1 失職、分限免職及び懲戒免職及び国、他の地方公共団体等との人事交流により退職した職員の状況並びに既に公表済みの職員の状況については、集計から除きます。
2 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。
3 「管理職」とは、退職時に課長級以上（県警本部の場合は警視及び管理職手当を受給する一般職員）の職にあった職員です。
4 「令和元年度退職者」欄の（ ）については、参考として令和元年度に退職した者の総数を記載しています。
5 県費負担教職員の退職管理は市町村教育委員会が実施しているため、上記数値には含まれません。

8 職員の研修の状況

職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区分	研修の種類	具体的な取組（令和2年4月1日現在）	実施状況（令和元年度）	
			参加者	修了者
職員人材開発センター （一般行政職員対象）	基礎研修	職位ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修（新規採用職員研修、若手職員研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等）	1,544人	1,390人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修（論理的思考力、政策形成能力、コミュニケーション能力、人材育成・人事管理能力、マネジメント能力、業務の専門性、法務能力、特定課題の各分野に関する研修）	1,047人	960人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修（語学講座、手話講座、通信教育等）	68人	45人
教育センター （教職員対象）	基本研修	育成指標を踏まえて策定した研修体系に基づき、教職員のキャリアステージに応じて、職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修【初任者研修、新規採用教員研修、教職経験者研修（2年目研修・3年目研修・中堅教諭等資質向上研修・16年目研修・キャリアデザイン研修）】	925人	919人
	職務研修	職務に応じて必要となる専門知識・技術等の修得を図る研修【管理職を対象とした学校経営研修、教務主任・新任生徒指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修等】	1,965人	1,965人
	専門研修	教育課題や教科等の専門的知識・技能の向上を図る研修（希望受講）【幼児教育、教科指導等、各種教育課題等に関する研修】及び市町村教育委員会や県立学校長の推薦を受けた者を対象に、教科や領域の実践的指導力の向上を図ることを目的とした研修【教科・領域指導力向上ゼミナール（小学校外国語活動・外国語、中学校外国語、高等学校学習科学セミナーメンター育成）】	2,543人	2,543人
警察学校 （警察職員対象）	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識、能力等を修得させる。	83人	83人
	専科	特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させる。	329人	329人

9 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制（令和元年度）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	3	3	5	5	14	14	17人	47	47
教育委員会	-	-	-	-	31	31	31人	14	14
警察本部	-	-	-	-	7	7	10人	9	9

区 分	産 業 医				委 員 会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					選任すべき事業場数	うち選任事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	
知事部局等	14	14	14人	4人	16	16	5	5	5
教育委員会	31	31	31人	28人	31	31	-	-	-
警察本部	7	7	7人	6人	7	7	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます(以下同じ。)

(2) 職員のための福利厚生活動事業(令和元年度)

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事 業 名	事業の概要・目的	令和元年度 決 算 額
知事部局等	労働安全・衛生事務	32,430千円
	健康診断事業	
	健康相談・指導事務	803千円
	メンタルヘルス対策事業	
	健康増進事業負担金	19,443千円
	職員文化活動推進事業補助金	1,004千円
計	53,680千円	
教育委員会	教職員健康管理事業	19,388千円
	計	19,388千円
警察本部	健康診断事業	19,906千円
	メンタルヘルス事業	165千円
	産業医職場巡視	2,667千円
	健康講話	13千円
	計	22,751千円

(3) 職員の健康診断の状況(令和元年度)

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,555人	4,551人	2,753人	2,635人	1,438人	1,438人
特定業務従事者健康診断	4,618人	4,615人	28人	28人	359人	359人

10 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

(前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況)

該当なし

第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（令和元年度）

ア 県職員採用試験（大学卒業程度） <第1次試験日 令和元年6月23日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
事務（一般コース）	154	54	108	42	58	26	29	18	3.7
事務（環境コース）	1	1	1	1	1	1	0	0	-
事務（総合分野コース）	39	16	22	8	15	5	8	4	2.8
事務（キャリア総合コース）	116	49	84	43	57	28	20	15	4.2
社会福祉（福祉コース）	17	10	11	6	10	6	5	4	2.2
社会福祉（手話コース）	0	0	0	0	0	0	-	-	-
薬剤師（公衆衛生コース）	3	1	2	1	2	1	1	1	2.0
保健師	4	4	1	1	1	1	1	1	1.0
農業	21	8	17	7	15	6	9	4	1.9
林業	14	1	10	1	5	0	5	0	2.0
土木	20	2	13	1	9	1	5	1	2.6
獣医師	4	1	4	1	4	1	4	1	1.0
畜産	5	2	3	1	3	1	3	1	1.0
建築	3	2	3	2	3	2	2	1	1.5
機械	5	0	5	0	4	0	1	0	5.0
電気	10	1	6	1	5	1	2	0	3.0
管理栄養士	16	16	10	10	6	6	2	2	5.0
警察行政	12	6	7	5	3	2	2	2	3.5
計	444	174	307	131	201	88	99	55	3.1

イ 県職員採用試験（民間企業等経験者対象） <第1次試験日 令和元年6月23日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
事務（エキスパートコース）	75	5	47	4	22	3	6	2	7.8
事務（一般コース）	107	34	66	22	10	4	1	0	66.0
計	182	39	113	26	32	7	7	2	16.1

ウ 県職員採用試験（短大卒業程度） <第1次試験日 令和元年9月29日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
司書	33	24	27	21	12	9	3	2	9.0
計	33	24	27	21	12	9	3	2	9.0

エ 県職員採用試験（高校卒業程度） <第1次試験日 令和元年9月29日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
一般事務	78	25	70	24	35	17	15	11	4.7
土木	3	1	3	1	3	1	2	0	1.5
警察行政	19	8	13	6	12	5	7	5	1.9
計	100	34	86	31	50	23	24	16	3.6

オ 県職員採用試験（障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度） <第1次試験日 令和元年10月27日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
一般事務（身体障がい）	3	1	3	1	2	0	0	0	-
一般事務（精神障がい）	8	3	6	1	4	0	1	0	6.0
警察行政（身体障がい・精神障がい）	3	2	1	1	0	0	-	-	-
計	14	6	10	3	6	0	1	0	10.0

カ 県職員採用試験（大学卒業程度・追加募集） <第1次試験日 令和元年10月27日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
社会福祉（社会福祉コース）	16	7	13	6	9	5	3	3	4.3
獣医師	1	1	1	1	1	1	1	1	1.0
計	17	8	14	7	10	6	4	4	3.5

キ 県職員採用試験(警察官A(1回目)) <第1次試験日 令和元年5月12日>

試験区分	申込者数	(人)		第1次試験		合格者数		採用候補者数		競争率 A/B
		うち女性	(人)	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性		
警察官(男性)	49	-	46	-	27	-	12	-	3.8	
警察官(女性)	11	11	11	11	11	11	5	5	2.2	
警察官(男性)(武道/柔道)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
警察官(男性)(武道/剣道)	1	-	1	-	1	-	1	-	1.0	
サイバー犯罪捜査官	0	0	-	-	-	-	-	-	-	
チャレンジコース	30	6	22	5	17	5	6	4	3.7	
計	91	17	80	16	56	16	24	9	3.3	

ク 県職員採用試験(警察官A(2回目)) <第1次試験日 令和元年9月22日>

試験区分	申込者数	(人)		第1次試験		合格者数		採用候補者数		競争率 A/B
		うち女性	(人)	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性		
警察官(男性)	13	-	11	-	8	-	1	-	11.0	
警察官(女性)	1	1	0	0	-	-	-	-	-	
警察官(自己推薦)	7	2	5	2	4	2	3	1	1.7	
計	21	3	16	2	12	2	4	1	4.0	

ケ 県職員採用試験(警察官B(1回目)) <第1次試験日 令和元年5月12日>

試験区分	申込者数	(人)		第1次試験		合格者数		採用候補者数		競争率 A/B
		うち女性	(人)	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性		
チャレンジコース	66	8	57	5	21	1	8	0	7.1	
計	66	8	57	5	21	1	8	0	7.1	

コ 県職員採用試験(警察官B(2回目)) <第1次試験日 令和元年9月22日>

試験区分	申込者数	(人)		第1次試験		合格者数		採用候補者数		競争率 A/B
		うち女性	(人)	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性		
警察官(男性)	68	-	62	-	38	-	12	-	5.2	
警察官(女性)	19	19	14	14	13	13	8	8	1.8	
計	87	19	76	14	51	13	20	8	3.8	

(2) 職員の選考の状況(令和元年度) (単位:人)

標準的な職		採用選考					
		知事 部局等	教育 委員会	警察 本部	病院局	計	
行政職	部長	-	-	-	-	-	
	次長	3	3	-	-	6	
	課長	7	-	-	-	7	
	課長補佐	2	-	-	-	2	
	係長	7	-	-	-	7	
	主事	19	10	3	2	34	
公安職	警視	-	-	2	-	2	
	警部	-	-	4	-	4	
	警部補	-	-	4	-	4	
	巡査、巡査部長	-	-	6	-	6	
教育職(1)	専門員、教諭	1	-	-	-	1	
教育職(2)	専門員、教諭	3	7	-	-	10	
医療職	(1)	副院長	1	-	-	1	2
		部長	-	-	-	3	3
		医長	2	-	-	13	15
	医師	4	-	-	17	21	
	(2)	衛生技師	1	-	-	18	19
(3)	看護主任	-	1	-	-	1	
	看護師	3	-	-	82	85	
海事職	二等航海士	-	-	-	-	-	
研究職	研究員	-	1	2	-	3	
計		53	22	21	136	232	

※各区分のうち、記載のない給料表及び職位は該当者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況(令和元年人事委員会報告)

(1) 給与等報告・勧告のポイント

- 公民較差に基づく給与改定給与等報告のポイント
- ・月例給は据置き(公民較差△0.05%)
- ・特別給(期末・勤勉手当)は引上げ(0.05月分)

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第2項は「職員の給与は、①生計費並びに②国及び③他の地方公共団体の職員並びに④民間事業の従業者の給与⑤その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合勘案した。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 県内民間事業所従業員の給与の状況

県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の241事業所から145事業所を無作為に抽出し、従業員の個人別給与を人事院等と共同で実地調査して県職員と比較した。

〈月例給・特別給の公民比較〉

区 分	県内民間 (A)	県職員 (B)	公民較差 (A-B)
月例給 (平成31年4月分)	346,544 円	346,720 円	△176 円 (△0.05%)
特別給 (平成30年8月～令和元年7月)	4.03 月分	4.00 月分	0.03 月分

(注) 月例給は、ラスパイレース方式による比較

イ 国家公務員の給与の状況

・人事院においては令和元年8月7日に、公民較差に基づく月例給及び特別給の引上げについての勧告を行った。

〈国公ラスパイレース指数 (国=100) 〉

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
91.8	91.8	93.7	94.8	95.3	95.3

ウ 他の都道府県の職員の給与の状況

- ・他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。
- ・令和元年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況を見ると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

エ 生計費及びその他の事情

- ・勧告後の給与は、生計費を充足している。
- ・本県の状況をみると、景気の基調は、平成27年末頃から穏やかな持ち直しの動きとなっていたが、平成29年末頃から足踏みが見られる足元では、雇用面の指標は引き続き改善しているものの、消費面などが押し下げ、基調としては、弱めの動きが続いている。

(4) 勧告の考え方及び内容

給与決定の原則に基づき、次のとおり判断した。

ア 月例給 (給料及び諸手当)

(考え方)

県職員の給与は県内民間事業所従業員の給与を0.05%上回っているものの、ほぼ均衡した水準となっていることから、改定を行わないことが適当である。

イ 特別給 (期末手当・勤勉手当)

(ア) 考え方

県職員の特別給の支給月数が県内民間事業所の特別給の支給月数を0.03月分下回っていたことから、民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

(イ) 内容

- ・期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げることとし、4.00月分 (現行) から4.05月分とする。
- ・国及び他の地方公共団体並びに県内民間事業所の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分する。
- ・令和2年度以降の6月期及び12月期の期末手当・勤勉手当の支給が均等になるように配分する。

〈一般の職員の場合の支給月数〉

年度	区分	6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.145 月 (支給済み)	1.285 月
	勤勉手当	0.785 月 (支給済み)	0.835 月 (現行0.785 月)
令和2年度	期末手当	1.215 月	1.215 月
	勤勉手当	0.81 月	0.81 月

〈参考〉給与改定による年間給与の影響額 (行政職一人当たり平均、平均年齢43.6歳)

	現行	改定後	影響額
年間給与	5,532,815 円	5,550,061 円	17,246 円

※影響額の内訳 [特別給17,246円]

ウ 実施時期

令和元年12月1日 (イ(イ)のうち、令和2年度以降に係るものは令和2年4月1日)

エ 住居手当の見直し

(考え方)

国や他の地方公共団体との均衡も考慮しつつ、引き続き本県における住居手当のあり方について研究を行う。

オ 特殊勤務手当の見直し

(考え方)

勤務の困難性等に変化がないか、定期的に点検を行い、見直しを行っていくことが必要である。

(5) 人事管理に関する報告

ア 働き方改革と勤務環境の整備

- ・平成31年4月から導入した時間外勤務の上限規制を踏まえて、引き続き長時間労働の是正のための取組を進めていく必要がある。
- ・職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上の観点から、仕事と家庭生活の両立支援にかかる制度の利用を促進することが必要である。
- ・がんの治療と仕事を両立できる職場環境づくりが社会的な課題となっており、治療と仕事の両立を支援していく必要がある。
- ・職員の健康障害を未然に防止するため、適切な勤務時間管理や相談しやすい職場づくり、長時間労働による健康障害や心の健康に関する職員の意識啓発等の取組が大切である。
- ・パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等が法制化されたことに留意し、ハラスメントが潜在化しないよう実効性のある取組を行う必要がある。
- ・労働災害防止のため、単なる法令遵守にとどまらず、安全で快適な職場環境の実現と労働条件の改善に継続して取り組む必要がある。

イ 高齢期の雇用問題

- ・平成30年に人事院が国家公務員の定年引上げに関する意見の申出を行っており、本県においても国の動向を注視し、定年の引上げも視野に入れながら、本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、雇用と年金の接続が確実に行われるよう引き続き取り組む必要がある。

ウ 人材の確保と活用

- ・人材確保を取り巻く環境が厳しさを増す中、本委員会としても、引き続き、任命権者と連携し人材確保のための取組に努めていく。
- ・職員の能力・実績を的確に評価し、公正に処遇に反映していくことが重要であることから、人事評価制度の運用状況を検証するとともに適切な運用に向けた取組を進める必要がある。
- ・障がいのある職員が無理なく安定的に働き続けられるよう、働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた人事管理のための取組を引き続き進めていく必要がある。

エ 非常勤職員等の勤務条件

- ・会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けて、制度改正の趣旨を踏まえながら引き続き新たな制度に円滑に移行できるよう準備を進めていく必要がある。

(6) 報告年月日

令和元年10月4日

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の件数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）
なし

4 不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求処理件数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）
0件

「等級及び職制上の段階ごとの職員数」

※本文P3

第1の1(9)「等級等ごとの職員数の状況（令和2年4月1日現在）」に関するもの

・行政職給料表	1
・公安職給料表	4
・教育職給料表（1）	6
・教育職給料表（2）	7
・研究職給料表	8
・医療職給料表（1）	9
・医療職給料表（2）	10
・医療職給料表（3）	11
・海事職給料表	12
・現業職給料表	13

○行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事又は技師の職務	383	11.8%	主事	213				
				技師	61				
				改良普及員	13				
				児童指導員	7				
				保健師	5				
				薬剤師	1				
				社会福祉主事	2				
				精神福祉主事	2				
				児童心理司	1				
				児童福祉司	4				
				児童自立支援専門員	3				
				保育士	4				
				歯科衛生士	1				
				心理判定員	1				
				研究員	2				
				講師	1				
				事務主事	42				
				学校栄養職員	8				
				司書	5				
				航空整備士					
少年警察補導員	3								
医療ソーシャルワーカー	2								
診療情報管理士	2								
	計	383							
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	778	24.0%	主事	387	1161	35.8%		主事・技師級
				技師	176				
				改良普及員	11				
				学芸員補	1				
				管理栄養士	2				
				講師	2				
				児童指導員	13				
				職業訓練指導員	2				
				心理判定員	4				
				心理療法士	2				
				精神福祉主事	3				
				精神保健福祉士	2				
				林業改良指導員	2				
				社会福祉主事	5				
				児童自立支援専門員	4				
				児童心理司	6				
				児童生活支援員	2				
				児童福祉司	7				
				研究員	10				
				保育士	34				
				保健師	19				
				薬剤師	1				
				事務主事	35				
学校栄養職員	10								
司書	20								
介助職員	1								
技師									
少年警察補導員	5								
医療ソーシャルワーカー	7								
診療情報管理士	5								
	計	778							
3級	係長の職務	927	28.6%	係長	735	927	28.6%		係長級
				林業専門技術員	1				
				主計員	8				
				准教授	4				
				副主幹	59				
				副保育士長	8				
				事務副主幹	52				
				事務次長	28				
				学校栄養主任	9				
				教育相談員	2				
				司書主任	10				
				監査副主幹	2				
				社会福祉主任、その他の主任	9				
	計	927							

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。))及び課(課に相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務	258	8.0%	課長補佐 チーム長 次長 主幹 教授 課長 室長 副所長 中山間地域振興リーダー 係長 事務長 事務次長 事務主幹 室長補佐 統括少年警察補導員 副室長 計	198 5 18 1 6 1 1 1 2 7 14 2 2 258	724	22.3%	課長補佐級
5級	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	466	14.4%	課長補佐 チーム長 教授 次長 主幹 課長 室長 試験地長 総括主計員 中山間地域振興リーダー 副校長 保育士長 事務長 事務次長 事務主幹 司書主任 次席 室長補佐 統括少年警察補導員 隊長補佐 監査主幹 計	316 3 3 21 43 16 2 1 1 3 3 3 2 1 38 1 1 1 1 1 7 466			
6級	本庁の課長の職務	321	9.9%	課長 室長 チーム長 危機管理専門官 危機管理情報官 園長 校長 所長 館長 検査専門員 参事 福祉相談センター次長、その他の次長 所長 名古屋代表部の部長、その他の部長 事務長 監査官 場長 管理官 物品契約官 事務局次長	115 32 2 1 1 2 2 4 2 11 48 5 25 2 28 1 1 10 1 3	344	10.6%	課長級

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階							
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階					
(6級)	(本庁の課長の職務)			副本部長	2				(課長級)				
				官房長	1								
				支所長	1								
				副院長	1								
				副局長	11								
				副所長	5								
				副館長	2								
				副校長	1								
				副センター長	1								
				計	321								
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務	45	1.4%	課長	12								
				局長	5								
				所長	2								
				館長	1								
				センター長	1								
				副所長	1								
				副局長	1								
				計	23								
				局長	4								
				副局長	2								
園長													
校長	1												
所長	7												
副所長	1												
参事監	7												
計	22												
8級	本庁の次長の職務	47	1.4%	次長	7	69	2.1%		次長級				
				原子力安全対策監	1								
				政策戦略監	1								
				局長	22								
				所長	3								
				参事監	3								
				振興監	2								
				戦略監	1								
				本部長	2								
				副局長	1								
				理事監	1								
				教育次長	1								
				事務局長	2								
計	47												
9級	本庁の部長の職務	17	0.5%	部長	9	17	0.5%		部長級				
				局長	3								
				所長	2								
				会計管理者	1								
				統轄監	1								
				理事監	1								
				計	17								
合計		3,242	100%										

○公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	154	12.4%	係員	130	414	33.5%	係員級
				見習生	21			
				隊員	3			
				計	154			
2級	相当困難な業務を行う係員の職務	207	16.7%	係員	23	414	33.5%	係員級
				見習生	17			
				巡査長	167			
				計	207			
3級	1 困難な業務を行う係員の職務 2 主任の職務	278	22.5%	係員	1	325	26.3%	主任級
				巡査長	52			
				計	53			
				主任	215			
				分隊長	10			
				計	225			
4級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 係長の職務	407	32.9%	助教官	1	307	24.8%	係長級
				主任	94			
				分隊長	5			
				計	100			
				教官	7			
				係長	291			
小隊長	9							
計	307							
5級	警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。以下同じ。)の課長補佐の職務	53	4.3%	検視官	2	99	8.0%	課長補佐級
				課長	24			
				課長補佐	19			
				室長補佐	4			
				隊長補佐	3			
				主任教官	1			
				計	53			
6級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務本庁の課長の職務	46	3.7%	検視官	2	99	8.0%	課長補佐級
				課長	16			
				課長補佐	18			
				室長補佐	3			
				次席	1			
				主任教官	1			
				所長	2			
				通信指令長	3			
				計	46			

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
7級	警察本部の課長の職務	68	5.5%	企画官	1	73	5.9%	課長級			
				課長	8						
				監察官	1						
				管理官	34						
				刑事官	3						
				広報官	1						
				センター長	1						
				室長	7						
				所長	1						
				隊長	5						
				副校長	1						
				副署長	3						
				人身安全対策官	1						
				安全衛生官	1						
	計	68									
8級	困難な業務を行う警察本部の課長の職務	14	1.1%	課長	1	19	1.5%	部長級			
				署長	4						
					計				5		
				参事官	8						
				署長	1						
	計	9									
9級	警察本部の部長の職務	10	0.8%	校長	1	10					
				署長	3						
				総括参事官	5						
				統括参事官	1						
					計				10		
合計		1,237	100%								

○教育職給料表（1）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	61	3.6%	実習助手 寄宿舎指導員	49 12	61	3.6%	助教諭級
				計	61			
2級	高等学校等の教諭又は養護教諭の職務	1,502	87.9%	教諭 実習教諭 養護教諭 栄養教諭 寄宿舎主任 寄宿舎副主任 管理主事 指導主事 学校図書館支援員 教務主幹 教務主任 課長補佐 係長 講師 文化財主事 専門員	1358 38 40 1 2 3 3 21 1 3 8 1 6 14 1 2	1,544	90.4%	教諭級
				計	1,502			
特2級	高等学校等の主幹教諭の職務	42	2.5%	主幹教諭 課長補佐 係長	38 1 3			
				計	42			
3級	高等学校等の副校長又は教頭の職務	71	4.2%	副校長 教頭 教育人材開発主査 教務課長	17 52 1 1	71	4.2%	教頭級
				計	71			
4級	高等学校等の校長の職務	32	1.9%	教育職(一)校長	32	32	1.9%	校長級
				計	32			
	合計	1,708	100%					

○教育職給料表（2）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	-	0.0%		-	-	0.0%	助教諭級
				計	-			
2級	中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務	3,168	89.4%	教諭	2872	3,187	89.9%	教諭級
				養護教諭	172			
				栄養教諭	21			
				管理主事	6			
				指導主事	48			
				健康管理主事	2			
				係長	17			
				社会教育主事	2			
				専門員	7			
				文化財主事	20			
				課長補佐	1			
				計	3,168			
特2級	中学校の主幹教諭の職務	19	0.5%	課長補佐	2			
				係長	16			
				次長	1			
				計	19			
3級	中学校の副校長又は中学校若しくは小学校の教頭の職務	185	5.2%	副校長	10	185	5.2%	教頭級
				義務教育主査	1			
				教頭	174			
				計	185			
4級	中学校又は小学校の校長の職務	172	4.9%	教育職(二)校長	172	172	4.9%	校長級
				計	172			
	合計	3,544	100%					

○研究職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	研究員又は学芸員の職務	71	44.4%	研究員	66	71	44.4%	研究員級
				学芸員	5			
				計	71			
2級	試験場の室長補佐の職務	39	24.4%	室長補佐	3	39	24.4%	室長補佐級
				サブチーム長				
				係長	4			
				副主幹	1			
				改良普及員	1			
				技師	2			
				水産技師				
				主任研究員	21			
				主任学芸員	5			
				専門研究員	2			
計	39							
3級	試験場の室長の職務	38	23.8%	チーム長	1	38	23.8%	室長級
				主幹研究員				
				上席研究員	3			
				課長補佐	2			
				副主幹	1			
				室長	21			
				所長	1			
				分場長	1			
				試験地長	1			
				主幹学芸員	3			
主席研究員	4							
計	38							
4級	試験場の場長の職務	12	7.5%	次長	2	12	7.5%	場長級
				課長	1			
				所長	2			
				場長	6			
				管理官	1			
計	12							
5級	困難な業務を行う試験場の場長の職務	-	0.0%	場長				
				計	0			
合計		160	100%					

○医療職給料表（1）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	55	29.9%	医師	54	55	29.9%	医師級
				副医長	1			
				計	55			
2級	医長又は副医長の職務	25	13.6%	医長	2	25	13.6%	医長級
				副医長	23			
				計	25			
3級	1 困難な業務を行う医長又は副 医長の職務 2 本庁の次長又は課長の職務	93	50.5%	部長	62	94	51.1%	副院長級
				医長	21			
				園長	1			
				参事監	2			
				センター長	1			
				局長	1			
				副局長	5			
計	93							
4級	1 困難な業務を行う本庁の次長 の職務 2 本庁の部長の職務	11	6.0%	参事監	1	10	5.4%	院長級
				計	1			
				理事監	3			
				院長	2			
				副院長	4			
局長	1							
計	10							
合計		184	100%					

○医療職給料表（2）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	衛生技師の職務	9	3.0%	診療放射線技師 言語聴覚士 理学療法士 作業療法士 臨床検査技師 臨床工学技士 計	1 1 2 2 2 1 9			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う衛生技師の職務	148	49.8%	衛生技師 研究員 管理栄養士 言語聴覚士 作業療法士 薬剤師 理学療法士 診療放射線技師 視能訓練士 歯科衛生士 臨床検査技師 臨床工学技士 臨床心理士 計	14 3 3 13 12 21 26 17 3 1 21 12 2 148	157	52.9%	衛生技師級
3級	係長の職務	41	13.8%	係長 管理栄養主任 言語聴覚主任 作業療法主任 診療放射線主任 薬剤主任 理学療法主任 臨床検査主任 臨床工学主任 計	12 1 3 1 6 7 4 4 3 41	45	15.2%	係長級
4級	困難な業務を行う係長の職務	45	15.2%	係長 管理栄養主任 言語聴覚主任 作業療法主任 歯科衛生主任 診療放射線主任 理学療法主任 副主幹 計	12 1 2 3 2 2 5 18 45			
5級	課長補佐の職務	36	12.1%	課長補佐 次長 副室長 主幹 副部長 計	15 1 9 8 3 36	36	12.1%	課長補佐級
6級	課長の職務	16	5.4%	所長 課長 副局長 参事 室長 部長 計	1 2 3 2 7 1 16	18	6.1%	課長級
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	2	0.7%	局長 計	2 2			
合計		297	100%					

○医療職給料表（3）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	-	0.0%		-	-	0.0%	看護師級
				計	-			
2級	1 相当困難な業務を行う准看護師の職務 2 助産師又は看護師の職務	587	64.5%	看護師	587	587	64.5%	看護師級
				計	587			
3級	看護主任の職務	192	21.1%	看護主任	189	192	21.1%	看護主任級
				学校看護主任	3			
				計	192			
4級	副看護師長の職務	87	9.6%	副看護師長	86	4	0.4%	副看護師長級
				学校看護主幹	1			
				計	87			
5級	看護師長の職務	30	3.3%	看護師長	30	2	0.2%	看護師長級
				副センター長	1			
				計	31			
6級	総合療育センターの部長の職務	12	1.3%	看護部長	1	12	1.3%	局長級
				センター長	1			
				副センター長	1			
				副局長	8			
				副室長	1			
				計	12			
7級	副院長又は局長の職務	2	0.2%	局長	2	2	0.2%	局長級
				計	2			
	合計	910	14%					

○海事職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 大型船舶の二等航海士若しくは二等機関士(以下「二等航海士等」という。)又は乗組員の職務 2 中型船舶の航海士、機関士又は通信士(以下「航海士等」という。)の職務 3 小型船舶の機関士の職務	1	2.7%	機関士 機関員 甲板員 計	1 1			
2級	1 大型船舶の相当困難な業務を処理する二等航海士等又は各長若しくは高度の技能又は経験を必要とする乗組員の職務 2 中型船舶の高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務 3 小型船舶の船長又は機関長の職務	20	54.1%	機関士 航海士 機関員 甲板員 甲板長 操舵手 司ちゆう員 二等機関士 二等航海士 計	3 6 2 3 1 1 1 1 2 20	21	56.8%	二等航海士級
3級	1 大型船舶の一等航海士、一等機関士若しくは通信長(以下「一等航海士等」という。)又は困難な業務を処理する二等航海士等若しくは各長の職務 2 中型船舶の船長、機関長又は士長の職務 3 小型船舶の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務	8	21.6%	機関士長 機関長 航海士長 船長 司ちゆう長 一等機関士 甲板長 操機長 計	1 2 1 1 1 1 1 8	8	21.6%	一等航海士級
4級	1 大型船舶の機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等の職務 2 中型船舶の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務	7	18.9%	機関長 漁業取締専門員 船長 一等航海士 通信長 計	2 1 2 1 1 7	7	18.9%	機関長級
5級	大型船舶の船長の職務	1	2.7%	船長 計	1 1	1	2.7%	船長級
合計		37	100%					

○現業職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	現業技術員、畜産技手、農業技手、林業技手、現業主事又は介助員の職務	2	1.6%	調理師	2			
				計	2			
2級	困難な業務を行う現業技術員、畜産技手、農業技手、林業技手、現業主事又は介助員の職務	70	54.3%	介助員	3	72	55.8%	技術員級
				現業技術員	34			
				現業主事	3			
				畜産技手	1			
				農業技手	3			
				学校技能主事	12			
				管理技術員	3			
				ポイラ技士	1			
				医療助手	2			
				調理師	8			
				計	70			
3級	現業職長の職務	57	44.2%	職長	32	57	44.2%	職長級
				学校技能班長	5			
				学校技能副班長	11			
				ポイラ技士長	2			
				メッセンジャー長	1			
				運行管理主任	1			
				物流管理主任	1			
				調理師長	2			
				副調理師長	2			
				計	57			
	合計	129	100%					

令和2年10月30日 発行

鳥取県人事行政の運営等の状況

鳥取県総務部行財政改革局人事企画課